

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年11月改訂

(平成26年3月初版)

山梨県・山梨県教育委員会

目 次

はじめに	1
令和6年度改訂の主なポイント	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	3
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策	4
(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定	4
(2) 組織等の設置	4
4 いじめの定義	5
5 いじめに関する基本的認識	5
6 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 地域や家庭との連携について	6
(5) 関係機関との連携について	7
(6) 保護者の役割について	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 いじめの防止等のために県が実施すべき施策	8
(1) 山梨県いじめ問題対策連絡協議会の設置	8
(2) 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の設置	8
(3) 基本的施策	8
(4) 県立学校におけるいじめに対する対応	10
(5) 私立学校におけるいじめに対する対応	10
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
(1) いじめ防止基本方針の策定	11
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	11
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	13
3 いじめの重大事態への対応	17
(1) 重大事態ガイドラインの構成	17
(2) 留意事項	17
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	18
(参考①) いじめ事案への対応フロー	19
(参考②) いじめ対策に関する法律や国の通知	20

はじめに

子供の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子供たちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめ等により、子供の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

このような中、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成25年9月28日に施行されました。また、法第11条において、文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。

これを受け、山梨県教育委員会では、平成26年3月に「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。本方針は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組に加え、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進めるために、国の基本的な方針を参酌し、法により規定された、基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

平成29年に国の方針が改定されたことを受け、山梨県の方針も改訂を行いました。その後、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数等の増加傾向、「いじめ防止対策推進法」や「教育機会確保法」等の成立など、生徒指導をめぐる状況が大きく変化したことから、令和4年12月には「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂され、令和5年2月には文部科学省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」、同3月には「いじめ重大事態に関する国への報告について」が、同9月にはこども家庭庁・文部科学省から「いじめ調査アドバイザーの運用開始について」が周知され、さらに令和6年8月には文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）が改訂されました。

山梨県教育委員会では、それらを反映することを目的として、今回2回目の改訂を行うこととしました。今後もいじめ対策等を効果的に推進していくなかで、学校を取り巻く社会全体が大きく変化していくことに鑑み、適宜内容を見直しながら運用していくこととします。

令和6年11月

山梨県教育委員会

令和6年度改訂の主なポイント

1 生徒指導提要の改訂等に伴ういじめ問題への対応の強化・徹底

① 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・「学校いじめ防止基本方針」のホームページ等への公開に加えて、年度当初や入学時に児童生徒・保護者へ必ず説明することを明記（P. 11）

② いじめを受けた児童生徒の安全・安心の確保

- ・いじめ対策組織への報告義務や組織的な対応、進学や転校・転学に際し、学校間における情報共有の重要性及びいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことを明記（P. 12、P. 15）

③ 保護者との連携

- ・保護者が、学校等が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めることを明記（P. 7）

④ いじめの早期発見のための対策

- ・いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知することを明記（P. 8）

2 警察との連携の徹底

① 警察との連携

- ・児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、警察への相談・通報を行うことを明記するとともに、保護者等への周知を行うことを明記（P. 9、P. 13～15）

3 いじめ重大事態への適切な対応

① 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂

- ・改訂版の構成（P. 17）
- ・留意事項（P. 18）

※従前、本方針の中でも重大事態への対処に係る記載をしていたが、令和6年8月に重大事態ガイドラインが改訂され、重大事態への対応方法が詳細に示されたことから、重大事態ガイドラインの構成及び留意事項を記載するにとどめた。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめには、多様な態様があり、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定

- ① 県は、法第 12 条に基づき、県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。
- ② 本方針で対象とする学校は、県内に所在する公立と私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）とする。

(2) 組織等の設置

- ① 県は、法第 14 条第 1 項に基づき、学校・教育委員会・PTA・児童相談所・地方法務局・警察その他の関係者により構成される「山梨県いじめ問題対策連絡協議会」を置く。
- ② 県教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づき、山梨県いじめ問題対策連絡協議会との連携の下に、本方針に基づく対策を実効的に行うため、附属機関として「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を置く。
- ③ 学校は、法第 22 条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- ④ 学校の設置者又はその設置する学校は、法第 28 条第 1 項に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため及び同種の事態の再発防止につなげるための調査を行うものとする。

※重大事態とは

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号「生命・心身・財産重大事態」）。

イ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号「不登校重大事態」）。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

- ⑤ 知事は、法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項に基づき、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関として「山梨県いじめ問題調査会」を設け、調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。

4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条）。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある様々な要因を分析した上で、その改善を図り、適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

なお、P.19の「【参考①】いじめ事案への対応フロー」を参照の上、対処に当たる。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、

慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施すべき施策

(1) 山梨県いじめ問題対策連絡協議会の設置

県は、本県におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例に基づき「山梨県いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は、学校、教育委員会、県私立学校主管部局、PTA、児童相談所、地方法務局、県警察、臨床心理士、弁護士等、実情に応じて決定する。また、連絡協議会の設置に当たっては、連絡協議会に市町村（組合）教育委員会も参加させたり、域内の連携体制を検討する際に、市町村単位での連携が進むよう各機関の連携先の窓口を明示したりするなど、連絡協議会での連携が、市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、市町村（組合）教育委員会との連携を図る。

(2) 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の設置

県教育委員会は、県立学校における、本方針に基づく対策を実効的に行うための附属機関として、山梨県立学校いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。また、この対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

なお、法第28条に規定する重大事態にかかる調査を学校の設置者として県教育委員会が行う場合、この附属機関を、調査を行う組織とする。

(3) 基本的施策

① いじめの未然防止のための対策

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、多様性を認め合い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ いじめの防止等に資する活動であって、児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図る。

ウ 児童生徒に達成感や充実感を味わわせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。

② いじめの早期発見のための対策

ア 県内全ての小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の実施を推進するとともに、教育相談その他の必要な措置を講じる。

イ いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。

③ 関係機関等との連携

ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

イ 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会、学校評議員会、放課後子供教室など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

④ 教職員の資質向上

ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

⑤ 相談支援体制の充実

ア 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等のいじめの防止を含む教育相談に応じる者を派遣する制度の充実を図る。

イ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整備する。

ウ 部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

エ 法的な専門知識を持つ弁護士が、学校で発生する様々な問題に法的な観点から助言や解決策を提供するスクールロイヤー制度の充実を図る。

⑥ いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進

ア 以下のような、いじめの防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行い、その成果の普及を図る。

- ・いじめの実態把握の取組
- ・いじめの防止及び早期発見のための方策
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援の在り方
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方

⑦ スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対策

ア インターネットには匿名性や拡散性等の特徴があることを十分に把握した上で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

イ インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることについての児童生徒の理解を深めることを目的に、情報モラル教育の充実を図る。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて警察などの関係機関との連携を図る。

⑧ 啓発活動等の実施

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者、教職員及び地域住民に対し、必要な広報その他の啓発活動を行う。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

⑨ 学校評価・教職員評価への指導・助言

ア 県教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善と再発防止に取り組むよう、学校に対する必要な指導・助言を行う。

イ 県教育委員会は、教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教職員評価への必要な指導・助言を行う。

⑩ 学校運営改善の支援

ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、県は、事務機能の強化等の学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善の支援に努める。

イ 県は、保護者や地域住民が、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの支援に努める。

(4) 県立学校におけるいじめに対する対応

① 県教育委員会は、県立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

② 県立学校に関するこの調査については、必要に応じ、対策委員会が当たる。

(5) 私立学校におけるいじめに対する対応

県の私立学校主管部局において、所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する。また、いじめ問題への対応について、必要に応じて専門家・関係機関の紹介や研修機会の提供等の支援が受けられるよう県教育委員会との連携確保に努める。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め（法第13条）、年度当初に全教職員で確認するとともに、学校のホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

【学校基本方針策定に当たっての留意事項】

- 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定める。
- 具体的な内容として、いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
- 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を定める。
- 学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく。
- 学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を得て、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにする。
- 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

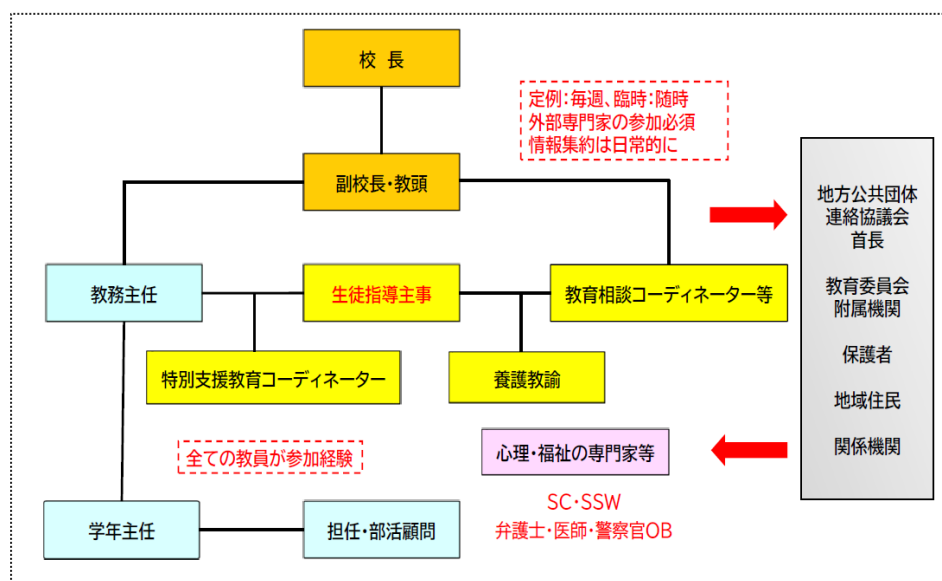
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする（法第22条）。組織の名称は学校の判断による。

いじめへの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが求められる。そのためには、教職員一人一人がいじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があることを、改めて認識する必要がある。

【組織の構成】

- 当該組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーターなどから、学校の規模や実態に応じて決定する。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者などの外部専門家を加えることで、多角的な支援からの状況の評価や幅広い対応が可能になる。
- 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。



学校いじめ対策組織の例（文部科学省「生徒指導提要」令和 4 年 12 月）

【組織の役割】

- 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・整理・記録して共有する。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する等、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。
- いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなる。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として、「学校がいじめ問題にどのように取り組むか」、そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、甚大な災害や事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ 警察との連携（令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を参照）

ア 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。

イ いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づい

て所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

- 暴行（刑法第208条）
 - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
 - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害（刑法第204条）
 - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ（刑法第176条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝（刑法第249条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第235条）
 - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等（刑法第261条）
 - ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。
- 強要（刑法第223条）
 - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫（刑法第222条）
 - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 自殺関与（刑法第202条）
 - ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）
 - ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 - ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
 - ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

ウ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

エ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

オ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

カ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。

キ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

④ いじめに対する措置

法第23条第1項により、いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが求められる。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまでの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消し

ている」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

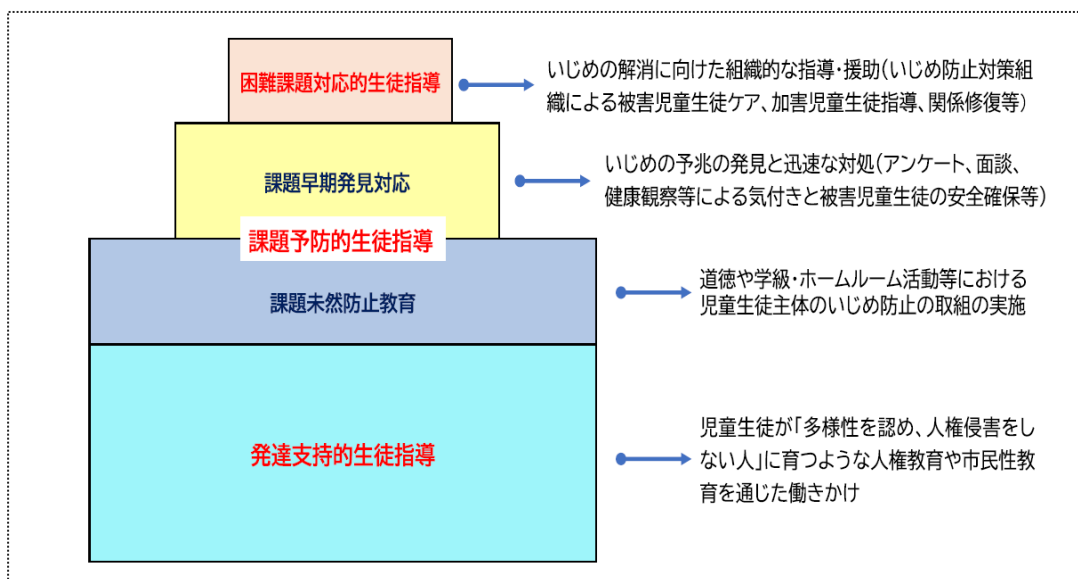
(参考) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造 (文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月)

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、下の図に示した生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。

具体的には、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害(被害の疑いのある)児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメント(→3.4.2(1)困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援)に基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。



いじめ対応の重層的支援構造

3 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



(1) 重大事態ガイドラインの構成

- 第 1 章 重大事態調査の概要及び調査の目的
- 第 2 章 いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 第 3 章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第 4 章 重大事態を把握する端緒
- 第 5 章 重大事態発生時の対応
- 第 6 章 調査組織の設置
- 第 7 章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- 第 8 章 重大事態調査の進め方
- 第 9 章 調査結果の説明・公表
- 第 10 章 重大事態調査の対応における個人情報保護
- 第 11 章 調査結果を踏まえた対応
- 第 12 章 地方公共団体の長等による再調査

【別添資料 1】 いじめ（いじめの疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例

【別添資料 2】 いじめ重大事態に係る申立様式

《参考》法・基本方針の関連する規定

(2) 留意事項

① 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査が適切に行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。各教育委員会においては、重大事態ガイドラインや添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、年度初めの職員会議等において、学校基本方針はもとより、法、国の基本方針や本方針、生徒指導提要等の理解を深めるなど、平時から実効的な取組を行うよう努めること。

② チェックリストの活用について

各学校においては、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の際には、重大事態ガイドライン別添 3 のチェックリスト（右記 QR コード参照）を、実情に応じて編集のうえ活用すること。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx

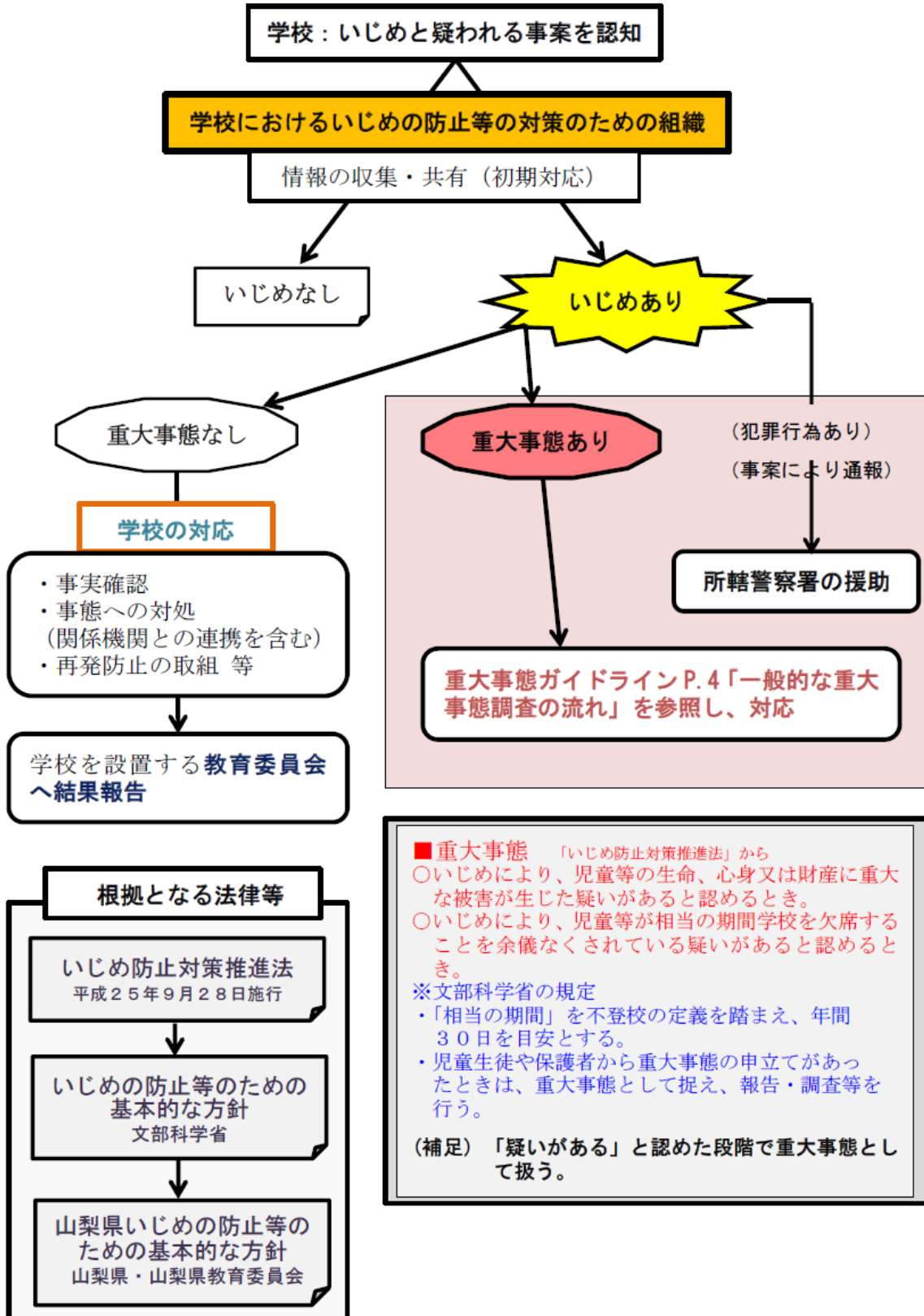


第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

県は、本方針の改訂から3年を目途として、国の動向等を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、設置する学校における学校基本方針について、それぞれ改訂状況を確認し、公表する。加えて、市町村における地方いじめ防止基本方針の見直しを支援するとともに、いじめの防止等のための取組に対して、必要な指導・援助を行う。

【参考①】いじめ事案への対応フロー

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応



【参考②】いじめの対策等に関する法律や国の通知

○平成 25 年 6 月 28 日付け通知

「いじめ防止対策推進法の公布について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm



○平成 29 年 3 月 16 日付け通知



「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

○令和 5 年 9 月 5 日付け事務連絡

「いじめ調査アドバイザーの運用開始について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa>

(こども家庭庁「いじめ調査アドバイザーについて」ホームページ URL)



○令和 5 年 12 月 6 日付け通知



「生徒指導提要の改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

○令和 5 年 2 月 7 日付け通知

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf



○令和 5 年 3 月 10 日付け事務連絡



「いじめ重大事態に関する国への報告について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm

○令和 6 年 8 月 30 日付け通知

「いじめ重大事態に関するガイドラインの改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

